# ○工事等に係る低入札価格調査基準価格及 び最低制限価格の設定について

令和4年(2022年)3月23日 水林総第2625号 部内関係各課長、各(総合)振興局産業振興部 水産課長、産業振興部林務課長、森林室森林 整備課長、石狩振興局森林室道民の森課長、 漁業研修所総務研修課長、北の森づくり専門学 院教務課長あて 水産林務部総務課長

### [沿革] 令和5年(2023年)3月31日水林総第1933号、6年(2024年)4月10日水林総第69号改正

工事等に係る低入札価格調査基準価格及び最低制限価格等の設定について

このことについて、水産林務部所管の工事及び工事に係る委託業務の低入札価格調査 基準価格、最低制限価格及び失格基準価格について、次のとおり取扱いを定め、令和4 年5月1日以後に入札(電子入札の場合は開札)を行う工事及び工事に係る委託業務に ついて適用することとしたので、事務処理を適正に行ってください。

なお、「工事等に係る低入札価格調査基準価格及び最低制限価格の設定について」(平成 14年10月29日付け水林総第2118号水産林務部総務課長通達)は、適用日をもって廃止し ます。

記

1 工事の低入札価格調査基準価格及び最低制限価格の設定

工事の低入札価格調査基準価格及び最低制限価格は、「工事等に係る低入札価格調査制度及び最低制限価格制度の基準の設定等について」(平成14年10月29日付け建情第493号農政部長、水産林務部長及び建設部長通達)(以下「基準設定通達」という。)の2の(1)又は3の(1)から得た合計額を次の①又は②により端数処理した額に、100分の110を乗じて得た額とする。ただし、その額が予定価格の10分の9.2を超える場合にあっては、予定価格に10分の9.2を乗じて得た額(1円未満切捨て)とし、予定価格の10分の7.5に満たない場合にあっては、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額(1円未満切上げ)とする。

- ①工事価格が1000万円以上の場合は10万円未満切上げ
- ②工事価格が1000万円未満の場合は1万円未満切上げ
- 2 工事に係る委託業務の低入札価格調査基準価格及び最低制限価格の設定

工事に係る委託業務の低入札価格調査基準価格及び最低制限価格は、基準設定通達の2の(2)又は3の(2)で委託業務の種類ごとに定める設定基準により得た額を次の① 又は②により端数処理した額に、100分の110を乗じて得た額とする。

- ①業務価格が1000万円以上の場合は10万円未満切上げ
- ②業務価格が1000万円未満の場合は1万円未満切上げ

また、一の契約の中に二以上の委託業務が含まれる場合は、委託業務の種類ごとに 端数処理した額の合計額に100分の110を乗じて得た額とする。

ただし、委託業務の種類ごとに定める設定基準により得た額が、「工事等に係る低入 札価格調査制度及び最低制限価格制度の事務手続について」(平成14年10月29日付け建 情第492号農政部長、水産林務部長、建設部長及び出納局長通達)第3の1の(1)のイ からオ又は第4の1の(1)のイからオまでに定める範囲外となる場合にあっては、次の とおりとする。

- (1) 測量、地質調査以外の委託業務については、その額が予定価格の10分の8.1を超える場合にあっては、予定価格に10分の8.1を乗じて得た額(1円未満切捨て)とし、予定価格の10分の6に満たない場合にあっては、予定価格に10分の6を乗じて得た額(1円未満切上げ)とする。
- (2) 測量については、その額が予定価格の10分の8.2を超える場合にあっては、予定価格に10分の8.2を乗じて得た額(1円未満切捨て)とし、予定価格の10分の6に満たない場合にあっては、予定価格に10分の6を乗じて得た額(1円未満切上げ)とする。
- (3) 地質調査については、その額が予定価格の10分の8.5を超える場合にあっては、予定価格に10分の8.5を乗じて得た額(1円未満切捨て)とし、予定価格の3分の2に満たない場合にあっては、予定価格に3分の2を乗じて得た額(1円未満切上げ)とする。

### 3 失格基準価格の設定

失格基準価格は、「低入札価格調査制度における調査事務等の取扱いについて」(平成 12年8月21日付け建情第865号農政部長、水産林務部長及び建設部長通達)の2から得 た合計額(1円未満切捨て)に、100分の110を乗じて得た額(1円未満切捨て)とす る。

ただし、その額が予定価格の100分の87を超える場合にあっては、予定価格に100分の87を乗じて得た額(1円未満切捨て)とする。

(管理係)

# 〇工事等に係る低入札価格調査制度及び最低制限 価格制度の事務手続について

平成14年10月29日 建情第492号 各部長、各種委員会事務局長、議会事務局長、 各部局長、各地方部局長あて農政部長、水産林 務部長、建設部長、出納局長

[沿革] 平成21年 4 月15日建情第82号、22年 3 月26日第1119号、28年 2 月25日建管第2562号、30年 3 月 28日第1931号、31年 4 月 4 日第54号、令和 6 年 4 月 9 日第64号改正

北海道財務規則(昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。)の一部改正に伴い、工事及び委託業務に係る財務規則第155条に規定する最低価格の入札者を落札者としない場合(以下「低入札価格調査制度」という。)及び第156条に規定する最低制限価格を設ける契約(以下「最低制限価格制度」という。)の事務手続を定め、平成14年11月1日以後に一般競争入札の公告又は指名競争入札の参加者の指名選考をする契約から適用することとしたので、事務処理を適正に行ってください。

なお、「低入札価格調査制度及び最低制限価格制度の事務手続について」(平成6年3月2日付け管理第1889号農政部長、土木部長、住宅都市部長、水産部長、林務部長、出納局長通達)は廃止します。

記

#### 第1目的

契約の内容に適合した履行の確保及びダンピング受注の防止を図るため、道が発注する工事の請負の契約及び工事に係る設計、測量、地質調査等(以下「委託業務」という。)の契約に係る低入札価格調査制度及び最低制限価格制度の事務手続を定める。

#### 第2 対象工事等

対象工事及び対象委託業務は、審査担当部長(農政部長、水産林務部長又は建設部長をい う。以下同じ。)が別に定める。

### 第3 低入札価格調査制度

- 1 調査基準価格の設定
- (1) 支出負担行為担当者は、財務規則第155条第1項及び同運用方針(昭和45年4月1日付け局総第230号総務部長、副出納長通達「北海道財務規則の運用について(依命通達)」)の規定により審査担当部長が別に定める基準に基づき、工事及び委託業務の契約ごとに次に掲げる範囲内で調査基準価格を設定するものとする。
  - ア 工事については、予定価格の10分の7.5から10分の9.2の範囲
  - イ 委託業務 (測量、地質調査及び道路清掃を除く。) については、予定価格の10分の 6から10分の8.1の範囲
  - ウ 測量については、予定価格の10分の6から10分の8.2の範囲
  - エ 地質調査については、予定価格の3分の2から10分の8.5の範囲
  - オ 道路清掃については、予定価格の10分の7.5から10分の9.2の範囲
- (2) 支出負担行為担当者は、対象工事に係る請負契約及び対象委託業務の契約を競争入札に付そうとするときは、調査基準価格を記載した予定価格調書を作成するものとする。
- 2 入札参加者への周知

支出負担行為担当者は、調査基準価格を設定したときは、公告又は指名通知の際、調査基準価格を設定している旨を記載するほか、入札参加者に対し、入札心得の条文を熟読することを促すとともに、現場説明及び入札執行の際に次のことを説明するものとする。

- (1) 調査基準価格を設定していること。
- (2) 調査基準価格に満たない入札が行われた場合の入札終了の方法及び結果の通知方法
- (3) 調査基準価格に満たない入札を行った者は、最低価格の入札者であっても必ずしも落

札者とならない場合があること。

- (4) 調査基準価格に満たない入札を行った者は、事後の調査に協力すべきこと。
- 3 調査の実施
- (1) 支出負担行為担当者は、調査基準価格に満たない価格で入札を行った者について、その者により契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるかどうか調査するものとする。
- (2) 部局長(教育長及び警察本部長を除く。以下同じ。)である支出負担行為担当者は、(1)の調査の結果、契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めたときは、別に定める申請書を主管部長(教育委員会及び公安委員会の管理に属する機関の長である部局長にあっては、教育長又は警察本部長。以下同じ。)に提出するものとする。
- (3) 主管部長は、(2)の申請書を受理したときは、その内容を十分審議して承認又は不承認の決定をし、支出負担行為担当者にその旨を通知するものとする。 なお、この場合の決定は、知事の承認又は不承認の決定とみなす。
- (4) 支出負担行為担当者は、調査の結果、契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めたとき(部局長である支出負担行為担当者にあっては、(3)の承認があったとき)は、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格で入札を行った他の者のうち、最低価格の入札者を落札者とするものとする。

#### 第4 最低制限価格制度

- 1 最低制限価格の設定等
- (1) 支出負担行為担当者は、財務規則第156条第1項及び同運用方針の規定により審査担当部長が別に定める基準に基づき、工事及び委託業務の契約ごとに次に掲げる範囲内で最低制限価格を設定するものとする。
  - ア 工事については、予定価格の10分の7.5から10分の9.2の範囲
  - イ 委託業務 (測量、地質調査及び道路清掃を除く。) については、予定価格の10分 の6から10分の8.1の範囲
  - ウ 測量については、予定価格の10分の6から10分の8.2の範囲
  - エ 地質調査については、予定価格の3分の2から10分の8.5の範囲
  - オ 道路清掃については、予定価格の10分の7.5から10分の9.2の範囲
- (2) 支出負担行為担当者は、特に(1)により難いと判断した場合は、最低制限価格の設定に当たり、事前に当該工事又は委託業務に関する事務を所管する審査担当部長(主管部長経由)に申請し承認を求めるものとする。
- (3) 審査担当部長は、(2)の申請書を受理したときは、その内容を十分審議して承認又は不承認の決定をし、支出負担行為担当者にその旨を通知するものとする。
- (4) 審査担当部長が承認の決定をした最低制限価格は、知事が定めたものとみなす。
- 2 入札参加者への周知

支出負担行為担当者は、最低制限価格を設定したときは、公告又は指名通知の際、最低制限価格を設定している旨を記載するほか、入札参加者に対し、入札心得の条文を熟読することを促すとともに、現場説明及び入札執行の際に次のことを説明するものとする。

- (1) 最低制限価格を設定していること。
- (2) 最低制限価格に満たない入札を行った者は、最低価格の入札者であっても落札者とならないこと。

#### 第5 その他

この通達に係る事務処理については、審査担当部長が別に定めるものとする。

なお、平成14年10月31日以前に一般競争入札の公告又は指名競争入札の参加者の指名選考をする契約に係るものについては、従前の例による。

農 政 部 事 業 調 整 課 契 約 指 導 係 水 産 林 務 部 総 務 課 工 事 管 理 係 建設部建設管理室建設情報課工事管理係

出納局総務課企画係

# 〇工事等に係る低入札価格調査制度及び最低制限 価格制度の基準の設定等について

平成14年10月29日 建情第493号 各部長、各種委員会事務局長、議会事務局長、 各部局長、各地方部局長あて農政部長、水産林 務部長、建設部長

[沿革] 平成20年 4 月22日建情第129号、21年 4 月15日第83号、21年 7 月 3 日第371号、22年 3 月26日第112 0号、24年 9 月14日第673号、26年 1 月24日建管第1766号、28年 2 月25日第2563号、28年 3 月30日第2939号、29年 3 月30日第2298号、30年 3 月28日第1932号、31年 4 月 4 日第55号、令和元年 9 月 9 日第919号、令和 4 年 3 月23日第2985号、令和 6 年 4 月 9 日第65号改正

このことについて、「工事等に係る低入札価格調査制度及び最低制限価格制度の事務手続について」(平成14年10月29日付け建情第492号農政部長、水産林務部長、建設部長、出納局長通達。以下「事務手続通達」という。)第5の規定に基づき、工事及び委託業務に係る低入札価格調査制度及び最低制限価格制度の事務の取扱いを定めたので、事務処理を適正に行ってください。

なお、「低入札価格調査制度及び最低制限価格制度の事務の取扱いについて」(平成6年3月2日付け管理第1890号農政部長、土木部長、住宅都市部長、水産部長、林務部長通達)は廃止します。

記

#### 1 対象工事等

(1) 工事の請負の契約

支出負担行為担当者は、原則として予定価格が250万円を超える工事の請負の契約に係る競争入札を行おうとするときは、低入札価格調査制度と最低制限価格制度のいずれかを適用して行うものとする。

(2) 工事に係る委託業務の契約

支出負担行為担当者は、原則として予定価格が100万円を超える工事に係る設計、測量、地質調査等(以下「委託業務」という。)の契約に係る競争入札を行おうとするときは、低入札価格調査制度と最低制限価格制度のいずれかを適用して行うものとする。

#### 2 低入札価格調査制度

(1) 工事の低入札価格調査の基準

工事の請負の契約に係る事務手続通達第3の1の(1)に定める基準は、次のアから工までに定める額の合計額に100分の110を乗じて得た額とする。ただし、その額が予定価格の10分の9.2を超える場合にあっては、予定価格に10分の9.2を乗じて得た額とし、また予定価格の10分の7.5に満たない場合にあっては、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額とする。

- ア 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額
- イ 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
- ウ 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額
- エ 一般管理費等の額に10分の6.8を乗じて得た額
- (2) 工事に係る委託業務の低入札価格調査の基準
  - ア 工事に係る委託業務の契約に係る事務手続通達第3の1の(1)に定める基準は、委託 業務の種類ごとに次の(7)から(t)までに定める額に100分の110を乗じて得た額とする (一の契約の中に二以上の委託業務が含まれる場合は、委託業務の種類ごとに算出し た額の合計額に100分の110を乗じて得た額とする)。

- (7) 設計(土木)にあっては、直接人件費の額、直接経費の額、その他原価の額に10 分の9を乗じて得た額及び一般管理費等の額に10分の5を乗じて得た額の合計額
- (イ) 測量にあっては、直接測量費の額、測量調査費の額及び諸経費の額に10分の5を乗じて得た額の合計額
- (ウ) 地質調査にあっては、直接調査費の額、間接調査費の額に10分の9を乗じて得た額、解析等調査業務費の額に10分の8を乗じて得た額及び諸経費の額に10分の5を乗じて得た額の合計額
- (I) 設計(建築)にあっては、直接人件費の額、特別経費の額、技術料等経費の額に10分の6を乗じて得た額及び諸経費の額に10分の6を乗じて得た額の合計額
- (オ) 道路清掃にあっては、直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額、共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額、現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額及び一般管理費等の額に10分の6.8を乗じて得た額の合計額
- イ アにより算出した額が、事務手続通達第3の1の(1)のイからオまでに定める範囲外となる場合にあっては、アにかかわらず、次の(7)から(I)までに定める額とする。
- (7) 測量、地質調査及び道路清掃以外の委託業務については、その額が予定価格の10分の8.1を超える場合にあっては、予定価格に10分の8.1を乗じて得た額とし、予定価格の10分の6に満たない場合にあっては、予定価格に10分の6を乗じて得た額とする。
- (イ) 測量については、その額が予定価格の10分の8.2を超える場合にあっては、予定価格に10分の8.2を乗じて得た額とし、予定価格の10分の6に満たない場合にあっては、予定価格に10分の6を乗じて得た額とする。
- (f) 地質調査については、その額が予定価格の10分の8.5を超える場合にあっては、予定価格に10分の8.5を乗じて得た額とし、予定価格の3分の2に満たない場合にあっては、予定価格に3分の2を乗じて得た額とする。
- (I) 道路清掃については、その額が予定価格の10分の9.2を超える場合にあっては、予定価格に10分の9.2を乗じて得た額とし、予定価格の10分の7.5に満たない場合にあっては、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額とする。
- (3) 調査基準価格の設定

支出負担行為担当者は、発注しようとする工事又は委託業務の契約ごとに(1)又は(2)の基準により算出した低入札価格調査の調査基準価格(以下「調査基準価格」という。)を設定するものとする。

(4) 予定価格調書の作成

支出負担行為担当者は、調査基準価格を設定したときは、別記第1号様式による当該 調査基準価格を記載した予定価格調書を作成するものとする。

(5) 入札の執行

入札の執行者は、入札の結果、調査基準価格に満たない入札が行われた場合には、入 札者に対して「保留」と宣言し、落札者は後日決定する旨を告げて、入札を終了するもの とする。

- (6) 調査の実施
  - ア 支出負担行為担当者は、調査基準価格に満たない価格で入札を行った者について調査する場合は、入札価格の内訳書を提出させるほか、必要に応じて次に掲げる事項について入札者からの事情聴取、関係機関への照会等を行うものとする。
    - (ア) 当該工事又は委託業務を行うに当たって当該入札者が予定している労務者又は技術者、資材等の量及びそれらの調達等に関する事項
    - (イ) (ア)の適否
    - (ウ) 特別な事由により市場価格より低い価格で労務者又は技術者、資材等の調達ができるとの主張がある場合におけるその適否

- (エ) 当該入札者の経営状態
- (オ) その他必要な事項
- イ 支出負担行為担当者は、調査の結果に基づく契約の内容に適合した履行がされない おそれがあると認められるか否かの決定に当たっては、合議制により十分な審議を行 うものとする。

#### (7) 調査後の措置

- ア 支出負担行為担当者は、調査の結果、調査基準価格に満たない価格で入札を行った 者のうち、最低の価格で入札を行った者(以下「最低価格の入札者」という。)の入札価 格により契約の内容に適合した履行がされると認めたときは、当該最低価格の入札者 を落札者として決定するものとする。
- イ 部局長(教育長及び警察本部長を除く。以下同じ。)である支出負担行為担当者は、 調査の結果、最低価格の入札者(調査基準価格に満たない価格で入札を行った他の者 を含む。以下同じ。)の入札価格によっては契約の内容に適合した履行がされないお それがあると認められたときは、別記第3号様式による申請書を主管部長(教育委員 会及び公安委員会の管理に属する機関の長である部局長にあっては、教育長又は警察 本部長。以下同じ。)に提出するものとする。
- ウ 主管部長は、承認又は不承認の決定をしたときは、別記第4号様式により部局長である支出負担行為担当者に通知するものとする。
- エ 支出負担行為担当者は、調査の結果、最低価格の入札者の入札価格によっては契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めたとき(部局長である支出負担行為担当者にあっては、ウの承認の通知があったとき)は、最低価格の入札者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格で入札を行った他の者のうち、最低の価格で入札を行った者(以下「次順位者」という。)を落札者として決定するものとする。
- オ 支出負担行為担当者は、落札者を決定したときは、入札参加者全員に対して別記第 2号様式により落札結果を通知するものとする。

#### 3 最低制限価格制度

(1) 工事の最低制限価格の設定の基準

工事の請負の契約に係る事務手続通達第4の1の(1)に定める基準は、次のアから工までに定める額の合計額に、100分の110を乗じて得た額とする。ただし、その額が予定価格の10分の9.2を超える場合にあっては、予定価格に10分の9.2を乗じて得た額とし、また予定価格の10分の7.5に満たない場合にあっては、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額とする。

- ア 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額
- イ 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
- ウ 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額
- エ 一般管理費等の額に10分の6.8を乗じて得た額
- (2) 工事に係る委託業務の最低制限価格の設定の基準
  - ア 工事に係る委託業務の契約に係る事務手続通達第4の1の(1)に定める基準は、委託 業務の種類ごとに次の(7)から(t)までに定める額に100分の110を乗じて得た額とする (一の契約の中に二以上の委託業務が含まれる場合は、委託業務の種類ごとに算出し た額の合計額に100分の110を乗じて得た額とする)。
    - (7) 設計(土木)にあっては、直接人件費の額、直接経費の額、その他原価の額に10 分の9を乗じて得た額及び一般管理費等の額に10分の5を乗じて得た額の合計額
    - (イ) 測量にあっては、直接測量費の額、測量調査費の額及び諸経費の額に10分の5を乗じて得た額の合計額
    - (ウ) 地質調査にあっては、直接調査費の額、間接調査費の額に10分の9を乗じて得た額、解析等調査業務費の額に10分の8を乗じて得た額及び諸経費の額に10分の5を

乗じて得た額の合計額

- (I) 設計(建築)にあっては、直接人件費の額、特別経費の額、技術料等経費の額に10分の6を乗じて得た額及び諸経費の額に10分の6を乗じて得た額の合計額
- (オ) 道路清掃にあっては、直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額、共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額、現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額及び一般管理費等の額に10分の6.8を乗じて得た額の合計額
- イ アにより算出した額が、事務手続通達第4の1の(1)のイからオまでに定める範囲外となる場合にあっては、アにかかわらず、次の(7)から(I)までに定める額とする。
  - (7) 測量、地質調査及び道路清掃以外の委託業務については、その額が予定価格の10分の8.1を超える場合にあっては、予定価格に10分の8.1を乗じて得た額とし、予定価格の10分の6に満たない場合にあっては、予定価格に10分の6を乗じて得た額とする。
  - (4) 測量については、その額が予定価格の10分の8.2を超える場合にあっては、予定価格に10分の8.2を乗じて得た額とし、予定価格の10分の6に満たない場合にあっては、予定価格に10分の6を乗じて得た額とする。
  - (ウ) 地質調査については、その額が予定価格の10分の8.5を超える場合にあっては、予定価格に10分の8.5を乗じて得た額とし、予定価格の3分の2に満たない場合にあっては、予定価格に3分の2を乗じて得た額とする。
  - (I) 道路清掃については、その額が予定価格の10分の9.2を超える場合にあっては、予定価格に10分の9.2を乗じて得た額とし、予定価格の10分の7.5に満たない場合にあっては、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額とする。

#### (3) 最低制限価格の設定

- ア 支出負担行為担当者は、発注しようとする工事又は委託業務の契約ごとに(1)又は (2)の基準により最低制限価格を設定するものとする。
- イ 支出負担行為担当者は、特に(1) 又は(2) の基準によりがたいと判断した場合は、最低制限価格の設定に当たり、事前に別記第5号様式による最低制限価格設定承認申請書を審査担当部長(主管部長経由)に提出し、承認を求めるものとする。
- ウ 審査担当部長は、イの最低制限価格の設定について承認又は不承認の決定をしたと きは、別記第6号様式により支出負担行為担当者に通知するものとする。
- (4) 予定価格調書の作成

支出負担行為担当者は、最低制限価格を設定したときは、別記第1号様式による当該最低制限価格を記載した予定価格調書を作成するものとする。

(5) 落札者の決定

支出負担行為担当者は、最低制限価格を設定したときは、予定価格の制限の範囲内で、かつ、最低制限価格以上の価格で最低の価格をもって入札した者を落札者とするものとする。

#### 4 その他

支出負担行為担当者は、調査基準価格及び最低制限価格の取扱いに当たっては、他に秘密が漏れることのないよう、十分注意しなければならない。

農 政 部 事 業 調 整 課 契 約 指 導 係 水 産 林 務 部 総 務 課 工 事 管 理 係 建設部建設管理室建設情報課工事管理係 Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism



令和6年3月26日 大臣官房 技術調査課 不動産・建設経済局土地政策課

# 低入札価格調査基準の算入率・範囲の改定について

国土交通省が発注する業務における低入札価格調査基準の算入率・範囲を、令和6年度より以下のとおり改定します。(※詳細は別紙の通り。) これにより、業務のさらなる品質確保等に繋がると考えています。

### 【改定項目】

業務の低入札価格調査基準

## <測量>

・低入札価格調査基準の算定に使用する諸経費の算入率を 0.48 から 0.50 へ改定します。

# <地質>

・低入札価格調査基準の算定に使用する諸経費の算入率を 0.48 から 0.50 へ改定します。

### <設計>

- ・低入札価格調査基準の算定に使用する一般管理費等の算入率を 0.48 から 0.50 へ改定します。
- ・低入札価格調査基準の範囲を 0.60~0.80 から 0.60~0.81 に改定します。

#### <補償コンサルタント>

- ・低入札価格調査基準の算定に使用する一般管理費等の算入率を 0.45 から 0.50 へ改定します。
- ・低入札価格調査基準の範囲を 0.60~0.80 から 0.60~0.81 に改定します。

# 問い合わせ先

【測量・地質・設計について】

大臣官房技術調査課 課長補佐 高見 泰彦(内線 22333)

TEL: 03-5253-8111 (代表)、TEL: 03-5253-8221 (直通)

【補償コンサルタントについて】

不動産・建設経済局土地政策課公共用地室 用地企画官 黒田 良一(内線 30142)

TEL: 03-5253-8111(代表)、TEL: 03-5253-8270(直通)

# 低入札価格調査基準の改定



国土交通省

# 低入札価格調査基準の見直しについて

補償コン

別紙

- 〇令和6年4月1日以降に入札公告を行う測量業務、地質調査業務、設計業務、補償コンサルタント(補償コン)業務を対象に、低入札価格調査基準の諸経費の算入率を0.48から0.50 (補償コン業務は0.45から0.50)へ引き上げ
- 〇令和6年4月1日以降に入札公告を行う設計業務、補償コン業務を対象に、低入札価格調査基準の範囲の上限を80%から81%へ引き上げ

	<mark></mark>	
	設定範囲:60% ~ 82%	
測	・直接測量費	×1.00
量	・測量調査費	×1.00
	・諸経費	×0.48
	設定範囲:2/3 ~ 85%	
地質	・直接調査費	×1.00
	・間接調査費	×0.90
	・解析等調査業務費	×0.80
	・諸経費	×0.48
	設定範囲:60% ~ 80%	
設	・直接人件費	×1.00
計	・直接経費	×1.00
	7 a //b/E/IT	0.00

・解析等調査業務費	×0.80		
・諸経費	×0.48		
設定範囲:60% ~ 80%			
・直接人件費	×1.00		
・直接経費	×1.00		
・その他原価	×0.90		
•一般管理費等	×0.48		
設定範囲:60% ~ 80%			
・直接人件費	×1.00		
・直接経費	×1.00		
・その他原価	×0.90		
•一般管理費等	×0.45		



×0.50

一般管理費等